

第14回秋田家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成22年12月21日（火）午後3時～午後5時

2 場所

秋田家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

小田橋昭仁，狩野節子，河村吉晃（委員長），根田絵美子，佐々木恵美子，
鈴木陽一，戸田郁夫，長谷川薫

（オブザーバー）

柴田雅司裁判官（家事事件担当）

（説明者）

大矢文章首席家庭裁判所調査官，佐々木稔首席書記官

（事務局）

鹿内昭彦事務局長，藤原光浩事務局次長，佐々木つる子総務課長，工藤義浩
総務課課長補佐，佐々木良尚庶務係長

4 議事

（1）開会宣言

（2）委員長あいさつ

（3）前回までの検討課題等の説明

後見開始申立をはじめとする家事事件の各種申立書の申立添付書類について，その必要性や様式を見直したこと，これを本年10月より裁判所ウェブサイト等に掲載していることを説明した。

本年9月に，当庁では初めて被害者による少年審判傍聴があったこと及びその経過等について説明した。

(4) 協議

議題「子どもの福祉に関する家庭裁判所の役割について」

ア 基調説明

(ア) 家庭裁判所における子どもに関する事件及び児童虐待事案との関わりについて、裁判官から説明した。

(イ) 子どもの福祉に関する事件統計について、首席書記官から説明した。

(ウ) 子どもの福祉に関する事件の調査上の工夫及び留意点について、首席家庭裁判所調査官から説明した。

イ 意見交換

別紙のとおり

(5) 次回期日及び議題について

次回の期日と議題については、追って調整する。

(6) 閉会宣言

別 紙

(意見交換)

(以下、◎が委員長、○が委員、□がオブザーバー、△が説明者の発言)

- 年々夫婦間でどちらが親権者になるかという争いが多くなってきて、さらに父親が子どもを引き取りたいというケースが増えてきていると感じている。データとしてそのような傾向にあるのか。
- △ データは採っていないが、実感としては、昔は母親が子どもを育てるという考え方もあったが、最近は父親も子どもを引き取って育てたいというケースが増えてきているように思う。
- ◎ 具体的な数値はないが、私も父親が親権者となる事案が増えてきているように思う。
子どもの福祉に関して、まず問題となるのが、離婚に際してどちらを親権者とするか、また、面会交流をどうするのかであり、裁判所としても悩むことが多いと思うが、いかがか。
- 面会交流の申立てについては、子どもに会いたいという理由が多いが、中には少数ではあるが、協議離婚をした際の親権者の決め方に対する不満が根底にあるケースもあり、そのような場合は深刻な紛争となる。また、離婚前の別居中の面会交流の申立ても増えてきているように感じている。単に子どもとの関係を保ちたいという場合もあるが、離婚する際に自分を親権者に指定してもらいたいという思惑がある場合などもある。なお、離婚前の面会交流は離婚するまでの暫定的なものであるため、離婚後の親権者指定などを決める重要な要素となる。
- ◎ 監護している親が再婚しているような場合には、面会交流をどのように実施すべきかについて、頭の痛い問題となる。
- 面会交流は弁護士としても非常に難しい事件である。会わせてほしい側又は会わせたくない側、どちらの弁護についた場合でも会わせるように説得している。女性側の弁護につくことが多いが、女性はわりと説得に応ずることが多い。女性

の場合は子どもを連れて行かれる心配さえなければよいという気持ちでいるが、男性の場合は、母親に会うと子どもが動揺し、母親の元に行ってしまうのではないかという不安を持つため絶対に会わせないといったケースが多いと感じている。

- 動揺するから会わせたくないという理由はときどき聞く。また、子どもが会いたくないと言っているからという理由で会わせないケースもよくある。そのような場合は、家庭裁判所調査官に監護状況及び成育状況を調査させ、調査の過程で事情を聴きながら面会交流につなげられる工夫をしている。
- ◎ 裁判所の児童室を利用した試行的面会交流をすることもある。色々試しているが、現実的にはなかなか面会交流をさせようとする気運を盛り上げることは難しい。

児童相談所では、このような親権の関係で問題となるようなことはあるか。

- 児童相談所に相談に来ていて、その後離婚するということが結構ある。離婚して親権者でなくなった場合、その親が相談に来てあまりその子について話すことができなくなってしまう。

児童虐待のケースに関しては、最近、家族再統合という取組がなされており、例えば、一時保護した子どもを帰すときは、始めは手紙でやりとりし、それから面接、そして外泊などステップを踏んで帰している。また、「お試し面接」という試みもしている。

- ◎ 面会交流における親に対する動機付けについて、家庭裁判所調査官として何か配慮している点はあるか。

△ 監護している親に対しては特にはないが、非監護者に対しては、物をあまりたくさん買って子どもの気を引くようなことはしないでもらいたいというような一般的な注意はしている。

- ◎ 児童相談所から見た児童虐待の現状について伺いたい。
- 秋田県では年間200件強の虐待通告がある。秋田県内に児童相談所は3カ所あるが、うち秋田中央児童相談所では、年間120～130件くらいの虐待通告

がある。このほか今は市町村でも虐待通告を受けているので、それも合わせるとかなりの件数になる。

- ◎ 裁判所の統計でみると、家庭裁判所が直接的に児童虐待と関わる児童福祉法28条事件は年間数件しかないが、原因はどの辺にあると思われるか。
- 年間約200件のうち施設入所までに至る程度の重いものは8%ほどである。施設入所については親の同意が必要で、親を説得することになる。なかなか同意してもらえない場合などは、家庭裁判所に通告すると伝えることになるが、そうするとたいていは折れる。そのため、ここ3年ほど秋田中央児童相談所では児童福祉法28条事件は1件もない。ただ、虐待の程度がひどく児童福祉法28条事件に該当すると思われるケースは年間10件ほどあり、その都度家庭裁判所にも相談している。
- 施設入所に至る年間8%以外のケースでは、どのような措置をしているのか。
- 施設入所以外は、また在宅となるが、ただ帰すのではなく、保育所の使用を義務付けるとか、児童相談所への通所、学校での見守りなどなんらかの対応をとってから在宅としている。それでも残念ながらまた虐待があり、再度一時保護して施設入所となるケースもある。
- ◎ このような状況において家庭裁判所がどのように関わられるかが問題となる。ただ、裁判所でも離婚事件などを取り扱っていく中で、虐待が見て取れる場合があるが、その部分を独立の事件として取り上げるわけにはいかない。
- 児童虐待に関する事件は、いろいろなケースはあるが、多くなってきていると言える。
- 一般人の感覚からすると、裁判所も弁護士も児童相談所も敷居は高く感じる。それぞれが、同じ子どもの福祉という目的を持って活動していると思うが、それぞれのテリトリーがあって、なかなか手を結びにくいという状況なのかと話を聞いていて感じた。そこで、マスコミや行政、ひいては立法そのものが何かしなければならぬのではないかと考えていた。セーフティーネットというような網が

いくつかあっても、そこからこぼれて被害を受ける子どもに対して、秋田だけでなく全国的にどうやってみんなが手を取り合って被害を防いでいくのかという、大きな問題が残っているのではないかと感じた。

- ◎ 個々の網のみですくい上げるのは難しい。最近、立法で親権の一時停止の動きなどもあるが、なんらかのネットワークの構築や気運が盛り上がってこないと、全部をすくい上げることは無理ではないだろうか。
- 裁判所は、一般的にはあまり近寄りたくない場所である。私は、かつて何度か裁判所に足を運んだ経験がある。その際、裁判所の職員が淡々と手続を進めていく様子が、利用する人にとっては硬いと感じる。私の場合、担当した職員がよく話を聞いてくれたのでほっとしたが、裁判所の職員によってはそのようなイメージがある。
- 非常に耳の痛い御指摘だと思う。裁判所としては、どこまでやっていいのか配慮しながら、当事者の方に少なくとも不快な思いはさせないように対応しているつもりである。しかし、もし不適切な対応などがあれば苦情なり申し出ていただきたい。もっとも裁判所が敷居が高いといわれるのには、当事者にとって重大な事件を取り扱っていることと、一方の意思に反して決定することもあるという機関であるという面もあると思われる。そういう意味で、まずは弁護士に相談してもらった方がよい場合もある。裁判所は、対立する当事者間で公平、公正を保たなければならないので、裁判所としての対応には限界がある。一方で、児童相談所は子どもの福祉そのものに向いている機関であり、弁護士は、依頼者の立場で裁判所を利用する人や法律関係で紛争を抱えている人のために働いている。それぞれ異なる機能を有しているので、その中で裁判所としてどこまでやれるのかを考えながらやっているところである。審判や調停においても、担当者として言いたいことがあってもあまり言い過ぎると一方当事者に肩入れるのではないかとというジレンマを持つこともある。
- ◎ 家庭裁判所は、単純に割り切れない事件を扱っているのです、子どもや大人でも

ケアを要することがあるが、あまり肩入れはできないので、利用する人にとって不満が残ることがあるかもしれない。裁判官も職員もそういったことがないように心掛けはしているが、まだ完全ではないのかもしれない。

- 私も依頼者から、裁判所に話してもなかなか分かってもらえないというような話はよく聞く。裁判所は、公平、公正でなければならないが、特に家庭裁判所は問題を抱えた当事者が直接来るところなので、裁判所がやれることには限度があるというような説明などがもっとあってもよいのではないかと思う。
- ◎ 裁判所でもその辺の説明はしっかりやっているつもりであるが、今後もなお一層の指導をしていきたいと考えている。

また、児童虐待の問題でも裁判所と児童相談所などの間で、スムーズに情報が流れるようになればよいと思うので、関係機関との協議会などでもっと議論できればよいと思う。